

内管漏えい検査委託の手引き  
(定期漏えい検査)

令和3年3月1日  
栄ガス消費生活協同組合

## 目次

I. はじめに	.....	P. 2
II. 委託要件の基本的事項	.....	P. 3
1. 前提		
2. 基本要件		
3. 欠格要件		
4. 保安水準の確保		
5. 自主保安業務の実施	.....	P. 4
6. 再委託への対応		
7. 委託の取り消し等		
III. 定期漏えい検査の要件	.....	P. 5
1. 対象範囲		
2. 必要資格		
3. 業務実績		
4. 関与、統制、信頼性		
5. 継続的な体制確保		
6. 効率的な運用		
IV. 受託するための手順・手続き	.....	P. 6
1. 受託申請手続き		
2. 申請・相談窓口		

(様式) 内管漏えい検査受託申請書

## I. はじめに

本手引きは、栄ガス消費生活協同組合（以下「当組合」といいます）の内管漏えい検査のうち定期漏えい検査業務を受託し、当組合の供給区域にて当該業務を行うことを希望される企業の方に、その必要要件や手順等を提示したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第 61 条に規定されているガス工作物の技術基準適合義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。

そのため、一般ガス導管事業者である当組合は、この責任を共に全うできることを前提に委託会社を選定しています。また、当組合としての技術基準やその他の諸基準を定め、当組合から定期漏えい検査業務を受託し、当該業務を行う委託会社を適切に指導しながら、お客様に安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしております。

定期漏えい検査業務の受託を希望される企業の方々にとっては、この点を十分ご理解いただきつつご検討いただければ幸いに存じます。

### [参考] ガス事業法抜粋

#### ○第 61 条第 1 項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

## II. 委託要件の基本的事項

### 1. 前提

- 当組合は定期漏えい検査業務で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定め、委託先はその要件を遵守すること。
- 当組合は、保安水準を確保するため、自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、委託先はこれについても実施すること。
- 定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性が要求されることから、委託業者は、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

### 2. 基本要件

- 継続的に委託業務を実施する事業基盤を有すること。
- 当組合から受託した業務を十分に実施できるだけの所定の資格を有する検査員を確保していること。
- 当組合の供給区域において、当該業務に支障をきたさない場所に事業所を有すること。
- 下記に定める欠格要件に該当しないこと。

### 3. 欠格要件

- 精神の機能障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適正に行う事ができない者。
- 破産手続きの開始の決定を受け復権を得ない者。
- 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- その他、当組合が委託先として相応しくないと認めた者。

### 4. 保安水準の確保

- 当組合は、委託先が保安水準を確保するために体制を継続的に確保できることを確認する。
- 委託先は、定期漏えい検査業務を確実かつ継続的に実施できる体制を確保し、それを所定の様式にて当組合に報告すること。
- 委託先の管理者および検査員は、当組合が、保安確保および顧客満足度等の品質向上を目的とする教育や諸施策に参加すること。
- 当組合は、作業報告書等から、業務実施状況および品質が確保できているか精査し、その結果をフィードバックする。
- 委託先の管理者は、当組合がフィードバックした内容に基づき検査員に指導等を行い、その内容を当組合に報告すること。

## 5. 自主保安業務の実施

- マイコンメーターの点滅の有無の確認
- ガス警報器の確認
- ガス栓および接続具の確認
- 整圧器の点検
- お客さまに対する点検結果のお知らせ
- その他、当組合が必要と判断した事項

## 6. 再委託への対応

- 委託先は、あらかじめ書面により当組合の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- 委託先は、当組合と委託先の契約内容を、再委託先との契約内容に反映し、委託先の責任により遵守させること。
- 委託先は、定期的に管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査結果など）を当組合へ報告すること。
- 再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて当組合へ提出すること。

## 7. 委託の取り消し等

- 当組合は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安の水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- 当組合は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- 検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合に、当組合は委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格の停止または取り消しができるものとする。

### Ⅲ. 定期漏えい検査の要件

#### 1. 対象範囲

対象範囲は以下のとおりである。(当組合が自ら実施している範囲は除く)

- 灯外内管の外観検査および漏えい検査。
- 灯内内管の外観検査および漏えい検査。
- その他、当組合が必要と判断した事項。

#### 2. 必要資格

- 「日本ガス協会 内管検査員」の資格を有していること。(3年毎の資格更新が適切に行われていること)

#### 3. 業務実績

- 委託先は、当組合の内管工事、保安にかかる業務実績が4年以上継続してあること。
- 検査員は、定期漏えい検査の実績(LPを除く)が3カ月以上または、内管検査員資格を有するものに1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合もしくは、これに代わる講習を受けている者。

#### 4. 関与、統制、信頼性

- 当組合の指定工事店または、都市ガス事業において長期的な取引があること。
- 当組合と関与・統制、信頼性を確保するための契約(協定)を締結し、法定周期を遵守すること。

#### 5. 継続的な体制確保

- 委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に当組合へ届け出ること。
- 委託先は、解約を希望する場合は1年以上前に当組合へ申し出ること。
- 委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

#### 6. 効率的な運用

- 委託先は、当組合が運用している管理方法に従い、確実かつ効率的に周期管理、検査巡回を行うこと。
- 委託先は、お客様の開閉栓状況に関わらず、委託期間中は当組合が定めた方法により法定周期を管理すること。

#### IV. 受託するための手順・手続き

##### 1. 受託申請手続き

○受託希望者は、申請書類に必要事項を記載し、当組合が指定する窓口へ提出すること。

##### 2. 申請・相談窓口

○〒959-1117 新潟県三条市帯織 2677-1

栄ガス消費生活協同組合 担当部署：工務課

TEL：0256-45-2049

E-mail：sakaegas@sakae-gas.or.jp





# 内管漏えい検査受託申請書

栄ガス消費生活協同組合 殿

(申請者) 所在地：  
会社名：  
(代表者名) ④  
連絡先：

申込年月日	
担当者・担当部署	
連絡先（担当者）・内線番号	
保有資格者数（内管検査員）	
事業者の業務実績 （本手引きⅢ-3）	
当組合との業務実績 都市ガス事業における業務実績 （本手引きⅢ-4）	
欠格要件（本手引きⅡ-3）に記載の項目に該当しません	<input type="checkbox"/> （チェック）

## 添付書類

- 会社経歴書・登記簿本
- 事業拠点の位置図・案内図
- 組織図・従業員名簿（氏名、役職、勤続年数、保有資格、資格証の写し、資格者の業務実績）
- 所有資機材の一覧